

日 薬 業 発 第 272 号
令 和 4 年 10 月 20 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

職場における検査等の実施手順（第3版）について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における積極的な検査等の実施手順の改訂（第2版）並びに抗原定性検査キットの販売先につきましては、令和3年7月12日付け日薬業発第122号にてご案内のとおりです。

今般、本年10月19日付けで同手順が改訂され、別添のとおり、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より都道府県衛生主管部(局)等に示されましたので、お知らせいたします。

実施手順（第3版）においては、現在、ハイリスク施設等以外の事業所において、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を求めないこととされていること、また、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき所要の改訂が行われています。

なお、医薬品卸売販売業者又は薬局につきましては引き続き、事業所から別添別紙1に基づく確認書の提出を受けた上で、事業所に対し医療用抗原定性検査キットを販売することが可能ですので、念のため申し添えます。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

- 職場における検査等の実施手順（第3版）について（令和4年10月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）